

## 一般社団法人青森県学校薬剤師会慶弔規定

(祝金・見舞金等の贈呈)

第1条 一般社団法人青森県学校薬剤師会会員に対し、別表1により慶弔金を贈呈する。

第2条 この規定に定めるもののほか、必要と認める場合には会長、副会長が協議して別に行う。

第3条 前2条の贈呈は、支部長の報告を得て行う。

第4条 この規程を変更しようとするときは、理事会に承認を経なければならない。

附則

この規程は、令和4年11月27日から施行する。

別表1

区分	種別	金額	摘要	
慶事	会員	10,000円	叙勲、褒賞および大臣、知事表彰等。	
病気見舞い		5,000円	入院1ヶ月以上の者 長期自宅療養者については、会長、副会長が協議して決める。	
災害見舞		10,000円	火災、水害、地震等による被害	
			弔電	生花
弔慰	県学薬役員・支部長	10,000円	有	有
	その他の会員	10,000円	原則として贈呈なし。ただし、必要があると認めた場合は、会長、副会長が協議して定める。	
	1. 会員の配偶者 2. 同居の実養父母 3. 同居の実養子	5,000円		